

青森県報

第七十九号

令和元年
十一月五日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(下北地域) ……二
(県民局) ……二

告 示

青森県告示第四百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和元年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日
株式会社 ライフイ シヨン	北津軽郡板柳町 大字大俵字和 田四二三の六	訪問看護	ライフイ ア高増 ンテ クシヨ	北津軽郡板柳 町大字大俵字 和田四二三の 六	令和 元・〇・八	令和 元・二・三〇
医療法人 恩幸会	弘前市大字石川 字石川九七	訪問看護	石川ヘル ンテ クシヨ	弘前市大字石 川字大仏下二 五の一	元・九・三〇	元・二〇・三
有限会社 いこい福 祉舎	弘前市大字石川 字川原田九の五	訪問看護	訪問介 護「い こい」	弘前市大字石 川字川原田九 の五	元・九・二〇	元・二〇・三
社会福祉 法人弘前 豊徳会	弘前市大字大川 一字中桜川一八の〇	通所介護	デイサー ビスセン ターハウ ス弘前	弘前市大字大 川字中桜川一 八の〇	元・二〇・三	元・二〇・一
社会福祉 法人弘前 豊徳会	弘前市大字大川 一字中桜川一八の〇	訪問介護	訪問入浴 サービス トナカイ	弘前市大字大 川字中桜川一 八の〇	元・〇・三	元・二〇・一

青森県告示第四百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和元年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 ライフイ ンベ ション	北津軽郡板柳町 大字大俣字和 田四二二三の六	介護予 防サー ビスの 種類	名 称	北津軽郡板柳 町大字大俣字 和田四二二三の 六	令和 二〇・八	介護予 防サー ビスの 種類	氏 名 又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予 防サービ ス業者
看 護	ア ラ イ フ ケ ン テ ー シ ョ ウ	名 称	所 在 地	令和 二〇・八	令和 二〇・三	介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	氏 名 又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予 防サービ ス業者
介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	名 称	所 在 地	令和 二〇・八	令和 二〇・三	介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	氏 名 又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予 防サービ ス業者
介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	名 称	所 在 地	令和 二〇・八	令和 二〇・三	介 護 予 防 サ ー ビ ス の 種 類	氏 名 又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予 防サービ ス業者

青森県告示第四百十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測
量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第
三項の規定により公示する。

令和元年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局東北技術事務所
- 二 測量の種類
公共測量（航空レーザ計測）
- 三 測量の期間
令和元年十月十七日から令和二年一月三十一日まで
- 四 測量の地域
青森県内の直轄国道及び直轄高速道路

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

令和元年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の 名称 三戸郡南部町大字剣吉字桜場一の九及 び一の二三から一の五六まで	開発許可を受けた者の住所及び氏名 （名称） 三戸郡南部町大字吉米地字下宿二三の 一 南部町
--	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す
る。

令和元年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山建株式会社
- 二 代表者の氏名 山崎直人
- 三 主たる営業所の所在地 青森県下北郡東通村大字砂子又字桑原山一の一〇五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ六）第六〇〇一八二号
- 五 取消年月日 令和元年九月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工、鋼構造物工事業、舗装、しゅんせつ、塗
装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年六月二十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したこと
が、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定
に該当する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭
-------------------------------------	---	--------------------------------